

木更津市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画 策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 公募主旨

木更津市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務委託について、当該業務に係る企画提案を求め、各提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を選定するための公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 事業目的

本事業は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする木更津市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画が令和9年3月をもって終了するため、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）に基づき、本市の高齢者に関する介護保険制度の円滑な実施に関する新たな計画や各種保健福祉事業に関する新たな計画として、令和9年度から令和11年度までを1期とする木更津市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画を策定することを目的とする。

3 業 務 名：木更津市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務委託

4 履行場所：木更津市朝日三丁目10番19号 移転後 木更津市朝日三丁目8番1号 木更津市役所朝日庁舎 福祉部介護保険課

5 業務内容：別紙「木更津市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務委託 仕様書」のとおり ※仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、国の方針等が示される中で、協議の上、変更する可能性がある。

6 履行期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

7 予算限度額：11,492,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。 （うち、令和7年度分2,992,000円（消費税及び地方消費税を含む。） 令和8年度分8,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。） を上限とする。） ※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

8 実施形式：公募型プロポーザル方式

9 委託の目的及びプロポーザル方式を採用する理由

本業務は、制度改正への的確な対応、地域の実情に応じた施策構築、関連計画との整合性確保、精緻なシミュレーション等が求められる高度かつ専門的な業務であり、価格のみによる選定では業務品質を確保することが困難となる。また、計画策定期間中にも国からの通知・指針が発出されることが少なくない。これらの情報を迅速かつ正確に把握し、計画へ反映できるかどうかは、業者の体制や専門性に大きく依存する。

さらに、新たに認知症施策推進計画を一体的に策定することから、他自治体の先進事例を比較しながら、全国的な制度設計や平均的モデルでは捉えきれない、本市の実情に即した施策の組み立てが可能な業者による支援が求められる。そのため、多くの事業者からの提案を受け、専門性と企画力に富む業者を選定する必要がある。以上の理由から、本業務は公募型プロポーザル方式を採用する。

10 実施日程（予定）

公募開始日 令和7年10月10日（金）

質問受付期限 令和7年10月17日（金）

質問回答期限 令和7年10月21日（火）

参加意向申出書提出期限 令和7年10月27日（月）

提案資格確認結果通知 令和7年10月30日（木）

企画提案書等の提出期間 令和7年10月30日（木）から令和7年11月11日（火）

まで

プレゼンテーション 令和7年11月17日（月）

審査結果通知 企画提案のプレゼンテーション実施後10日以内に、書面により通知

11 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

（1）木更津市入札参加資格者名簿に登録された者

（2）受託者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による指名停止措置を受けていない者

（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は受注者を決定する前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁

判所からの再生手続開始決定がされていない者

(4) 本計画には、専門的知識や計画化の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野にいれた計画づくりと、全国的視野で検討された計画づくりを考慮する必要があるため、直近10年以内に千葉県内で市町村の総合計画策定業務（人口推計業務を含む。）、高齢者保健福祉・介護保険事業計画、地域福祉計画及び健康増進計画の策定実績を有している者

(5) プライバシーマーク（JISQ15001）又はISMS（ISO27001）認証を取得している者

(6) 相互に資本関係のある者が、本業務に同時に参加していない者

12 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問票（第1号様式）により、持参又は電子メールで事務局に提出するとともに、電話により事務局へ提出したことを連絡すること。

(1) 提出期限：令和7年10月17日（金）正午必着

(2) 回答：質問に対する回答は、令和7年10月21日（火）までに、全質問に対する回答を一括して、木更津市公式ホームページ内に掲載する。

(3) 電子メール：kaigo@city.kisarazu.lg.jp

13 参加意思の確認方法

(1) 提出期限：令和7年10月27日（月）午後5時

(2) 提出方法：持参（午前8時30分から午後5時まで（ただし、土日・祝日を除く。））又は郵送のいずれかで提出すること。なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

(3) 提出先：〒292-8501 千葉県木更津市朝日三丁目10番19号
木更津市役所朝日庁舎 福祉部介護保険課計画推進係

(4) 提出書類

ア プロポーザル参加意向申出書（第2号様式）

イ プライバシーマーク（JISQ15001）又はISMS（ISO27001）登録証の写し

14 提案資格確認結果の通知

市は、プロポーザル参加意向申出書の内容について、「11 参加資格」により提案資格を満たしているか確認し、令和7年10月30日（木）までに参加意向申出者に対して、提案資格確認結果通知書を発送する。なお、提案資格が認められなかったものに対しては、提案資格を認めない理由を記載して通知する。

15 企画提案書の提出等について

(1) 提出期限：令和7年11月11日（火）午後5時

- (2) 提出方法：持参によるものとする。（午前8時30分から午後5時まで（ただし、土日・祝日を除く。））
- (3) 提出先：千葉県木更津市朝日三丁目10番19号
木更津市役所朝日庁舎 福祉部介護保険課計画推進係
- (4) 提出書類
- ア 提案書（第3号様式）
 - イ 会社概要（任意様式：会社パンフレット可）
 - ウ 企画提案書（A4）※詳細は下記を参照
 - エ 見積書（任意様式）消費税及び地方消費税の額（10％）を加えた額を記載すること。
 - オ 見積書の内訳書（任意様式）金額及び業務内容を明記すること。
 - カ 業務実施フロー及び工程表（第4号様式）
 - キ 契約実績表（任意様式）
※総合計画策定業務（人口推計業務を含む。）、高齢者保健福祉・介護保険事業計画、地域福祉計画、健康増進計画を策定した実績を記載すること。
※契約実績においては関連会社の実績は含めないこと。
※アンケート調査業務のみの受託は、本件において実績として認めない。
 - ク 担当者経歴書（第5号様式）
※民間資格は認定基準が団体毎に異なるため、資格証明は国家資格のみ記載すること。
 - ケ 仕様書に基づく情報提供のサンプル 1部
- (5) 企画提案書作成について
- ア 体裁は原則A4版（A3版折込可）とし、横書きとすること。
 - イ 要点を簡潔にまとめて作成すること。
 - ウ 仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。
 - エ 企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。文字のポイント数は任意とする。
- (6) 作成部数
- 正本1部、副本7部（正本コピー可）を提出すること。

16 企画提案の選定予定日等

選定は、提出された書類に加えプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、それらを総合的に審査する。審査の結果、受託候補者として選定された者から、改めて見積書を徴取し、随意契約により契約を締結する。

- (1) 実施日：令和7年11月17日（月）
- (2) 場 所：木更津市役所駅前庁舎 防災室・会議室
- (3) 内 容：提案者による企画提案書の説明（15分以内）及び質疑応答（10分程度）
- (4) 出席者：3名以内
- (5) その他

- ア プレゼンテーション順や時間などの詳細については、プロポーザル参加意向申出書提出後、書面により参加事業者へ通知する。
- イ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
- ウ 説明は、提出した企画提案書を基に実施するものとし、追加資料の配布、プロジェクターの使用は不可とする。

17 審査方法

木更津市に木更津市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務受託候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査を行う。ただし確認の結果、見積書の総額若しくは各年度の見積額が予算限度額の上限を超えている場合又は「11 参加資格」の資格を有しない場合は、その企画提案書は審査から除外する。

（1）審査方法

ア 本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を、厳正かつ公正に決定するため、審査会委員が、提出された提案書の内容に基づくプレゼンテーションの内容について、下記「（2）評価基準」及び「（3）審査項目の採点基準」により採点を行う。その上で以下「（ア）」及び「（イ）」のいずれも満たす者を受託候補者として選定する。

（ア）合計得点が最も高い者

（イ）合計得点が、以下の式を満たしている者

$$\text{合計得点} \geq \text{評価項目の合計点（100点）} \times \text{審査会委員の人数} \times 0.6$$

イ 最高得点者が2提案者以上になった場合は、審査会の協議により受託候補者を決定する。

（2）評価基準

評価項目	審査基準	配点
1 会社の業務履歴	・介護保険事業計画の策定実績を評価 ・その他計画の策定実績を評価	20
2 業務実施体制	・総括責任者、担当者の知識、経験を評価 ・会社の人員体制を評価	20
3 計画策定に向けた分析	・国の動向を踏まえているかを評価 ・本市の現状分析がなされているかを評価	20
4 業務全体及び各種施策の把握、提案	・本市の施策や課題等を踏まえた提案内容であるかを評価 ・介護人材確保など将来を見据えた提案内容であるか評価 ・業務スケジュールは効率的であり、実現性の高い提案内容であるか評価	20
5 デザイン性	・提出資料の構成、見やすさを評価	10

6 価格評価点	・（提案者のうち最も低い価格÷当該提案者の価格）×10 ・小数点以下を切り捨て	10
---------	--	----

(3) 審査項目の採点基準

評価	判断基準	得点化基準
A	特に優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.8
C	普通	各項目の配点×0.6
D	やや劣る	各項目の配点×0.4
E	劣る	各項目の配点×0.2

(4) 提案者が1者又はいない場合の取り扱い

ア 提案者が1者のみの場合でも、審査会（プレゼンテーション方式）の開催を経て、受託候補者の選定を行うものとする。なお、審査方法は、「17 審査方法（1）」によるものとする。

イ 提案者がいない場合は、再度公募を検討する。

18 審査結果の通知

企画提案のプレゼンテーション実施後10日以内に、書面により通知する。ただし、審査結果について、異議の申立ては受け付けない。

19 結果の公表

審査結果については、次のとおり公表する。

- (1) 公表事項 参加事業者名（受託候補者のみ）、総合計得点
- (2) 公表方法 木更津市公式ホームページに掲載する。

20 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為等をしたことにより、審査会の委員長が失格であると認めた場合

21 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。

- (3) すべての提出書類は返却しない。
- (4) 企画提案書は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (5) 本プロポーザルに係る提出書類のうち、提案事業者の新たな発明、考案又は著作物の創作を含んでいる可能性があるものについては、情報公開の非対象とする。
- (6) 本業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は、本市に帰属するものとする。

22 問い合わせ、企画提案書等提出先

担当部署：木更津市福祉部介護保険課計画推進係

住 所：〒292-8501 千葉県木更津市朝日三丁目10番19号
木更津市役所朝日庁舎

電 話：(0438) 23-7163

E-MAIL：kaigo@city.kisarazu.lg.jp